

令和4年9月26日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 清原 哲史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について9月5日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第44号議案 古賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を改めるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 公費負担対象の選挙運動用自動車の使用の内、一般運送契約以外の契約（個別契約）となる自動車借入契約について、自動車リース料として支払うことができる金額の上限を現行1日15,800円から16,100円へ改正し、また、燃料供給契約について、自動車のガソリン代などとして支払うことができる金額の上限を現行1日7,560円から7,700円へ改正する。
2. 一般運送契約（ハイヤーなど）や一般運送契約以外の契約（個別契約）となる運転手契約は現行から変更はない。
3. 公費負担対象のビラの作成について、支払うことができる金額の上限を1枚当たり現行7円51銭から7円73銭へ改正する。
4. ポスターデザイン料としてポスター作成費用に加算される額を現行310,500円から316,250円へ改正する。したがって、公費負担対象のポスター作成について、支払うことができる金額の上限を1枚当たり現行4,179円から4,307円へ改正する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第45号議案 古賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則19-0-15）が公布されたことに伴い、古賀市職員の育児休業等についての規定の整備を図るほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 育児休業を取得できる回数が1回から2回へと改正されるが、1回当たりの取得日数制限については、育児休業取得対象職員が育児休業取得対象期間に対して必要な日数を請求し、都度、承認することのこと。
2. 育児休業以外の休暇制度である育児参加休暇や特別休暇等を組み合わせて育児休業を取得することは可能とのこと。
3. 育児休業取得対象職員の育児休業の取得期間等に応じて、その職員の代替となる任期付職員や会計年度任用職員などで職場の労働力を補填し、育児休業を取得しやすい職場を促進していきたいとのこと。

【意見】

（賛成意見）

- ・2021年10月の日本の総人口は、今年4月に総務省が発表したデータによると2020年同期に比べ、64万人減少し、また、厚生労働省が今年8月に公表した今年1月から6月までの出生数は38万人となっており、年間の出生数が昨年の出生数81万人をさらに下回ると予測されている。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長するよう条例改正するものである。

先進国のフィンランドやスウェーデンでは、育児休暇制度は経済的保証と併せて設計されていることから、今後の研究、検討課題としていただくことを求め、賛成とする。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。